

<報道発表資料>

平成26年 7月18日

目標設定型排出量取引制度の第2計画期間に適用する事項の決定について

埼玉県では、地球温暖化の原因である二酸化炭素（CO₂）を削減するため、大規模な製造工場や商業施設などを対象に、平成23年度から目標設定型排出量取引制度を施行しています。本制度の対象となる大規模な事業所には、県が定めた目標削減率に基づいてCO₂の総量削減に取り組んでいただいております。

このたび、平成27年度から開始される第2計画期間に適用する目標削減率等の事項を決定したので、お知らせいたします。

この取組により平成31年度には、大規模事業所からのCO₂排出量を基準排出量（887万トン）に比べて約118万トンの削減（東京ドーム約484杯分に相当*）を目指していきます。*東京ドーム1杯分のCO₂=2436t-CO₂

● 制度の概要

1 第2計画期間の目標削減率

第2計画期間の目標削減率は、「事務所、店舗、熱供給事業所等（1-1区分）」は15%、「事務所等のうち、他人から供給された熱の割合が2割以上であるもの（1-2区分）」及び「第1区分以外の事業所（工場、浄水場、下水処理場等）（2区分）」は13%とします。

事業所の種類		目標削減率	
		第1計画期間 (H23～H26)	第2計画期間 (H27～H31)
1 区 分	事務所、店舗、熱供給事業所等 (1-1区分)	8%	15%
	上記のうち、他人から供給された熱の割合が2割以上であるもの (1-2区分)	6%	13%
2 区 分	第1区分以外の事業所 (工場、浄水場、下水処理場等)	6%	13%

2 その他の適用事項

ア. 目標削減率の配慮事項

平成 24 年度以降に大規模事業所に該当した事業所にあつては、大規模事業所に該当した年度から 4 年間に限り、第 1 計画期間に適用される目標削減率（8 %又は 6 %）を適用します（ただし、第 2 計画期間末までに限ります。）。

イ. 基準排出量の設定（標準的でない年度の取扱い）

「標準的でない年度」を 2 年分まで除き、単年度の排出量を基準排出量として設定することも可能とします。

ウ. トップレベル事業所認定の認定効果

第 1 計画期間に認定された事業所に限り、認定後 4 年間、トップレベル事業所認定の効果を有効とし、目標削減率を緩和します。

エ. 目標達成確認期限の延長

目標達成の確認期限を半年間延長し、計画期間終了年度の翌々年度の 9 月末日（第 1 計画期間の場合、平成 28 年 9 月末日）までとします。

オ. 排出係数の見直し

第 1 計画期間に適用している排出係数を見直し、期間直近のデータを基に第 2 計画期間の排出係数を設定します。

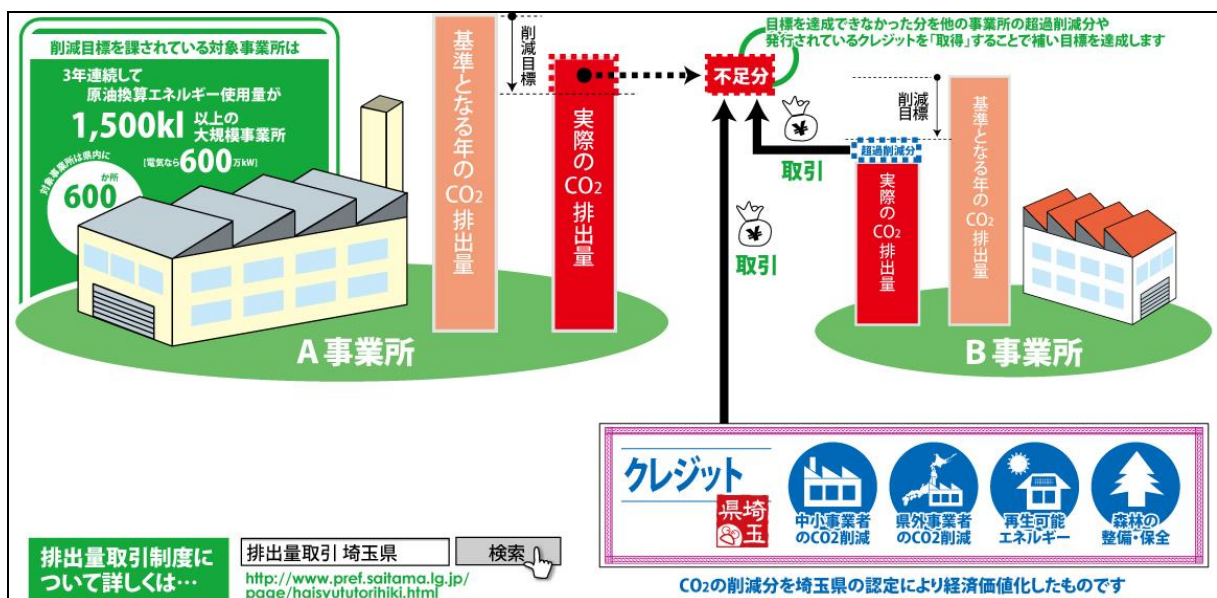
また、これまでの削減対策を適切に反映させるため、見直し後の新たな排出係数を用いて、基準排出量の再計算を行うとともに、超過削減量などの各種クレジット等についても排出係数変更の影響を反映して補正を行います。

目標設定型排出量取引制度とは

平成 23 年 4 月から本県で導入された制度で、「原油換算エネルギー使用量」が 3 年連続で 1,500 キロリットル（電気の場合は約 600 万キロワット時）以上である事業所が、制度の対象となります。

制度の対象になると、過去の排出実績に応じて「基準排出量」を決めていただきます。各事業所には、計画期間の CO₂ 排出量を、基準排出量に対して 6%（工場など）又は 8%以上（オフィスなど）削減するという目標が設定され、達成に努めていただきます。

自らの削減により目標を達成できない場合は、排出量取引により他の事業所の削減分や森林吸収量などをクレジットとして取得し、目標達成に充てることができます。



目標設定型排出量取引制度の主要事項

(**太字**：今回追加・修正事項)

1. 対象事業所の要件

原油換算エネルギー使用量が3か年度（年度の途中で使用開始された事業所の場合、その年度を除いて3か年度）連続して1,500キロリットル以上

2. 制度対象ガス

燃料、熱、電気の使用に伴い排出される二酸化炭素（エネルギー起源CO₂）

※ その他の温室効果ガスの削減量は、その事業所の削減目標の達成には利用可能（取引不可）とする。

3. 削減計画期間

平成23年度～平成26年度（第1計画期間）

平成27年度～平成31年度（第2計画期間）

以降、5年度ごとの期間

4. 排出量削減目標の達成確認期限

削減計画期間終了の年度の**翌々年度の9月末日**

（第1計画期間については、**平成28年9月末日**）

5. 削減計画期間の短縮

計画廃止が確定した場合には、削減目標の達成確認期限を、廃止が確定した日から180日後に短縮する。

6. 基準排出量

(1)平成18年4月1日に使用されている事業所であって、平成18年度以降の原油換算エネルギー使用量が1,500キロリットル以上の事業所については、平成14年度から平成19年度までの間のいずれか連続する3か年度の排出量の平均値（どの3か年度とするかは、事業者が選択可能）とする。

(2)(1)については改修工事等により、排出量が標準的でないと認められる年度がある場合には、2か年度**又は1か年度**とすることができる

(3)(1)以外の事業所については、削減期間が開始される年度の前年度までの3か年度の排出量の平均値又は県の定める指標（排出標準原単位）等による方法により算定される量とする。

7. 基準排出量の変更

延べ床面積の増減、用途の変更、設備の増減等、その他県が定める条件に該当する場合には、当該変更部分の標準的な原単位等を用いる算定方法その他の知事が別に定める方法により、基準排出量を変更することとする。

8. 目標削減率

目標削減率は以下のとおりとする。

事業所の種類		目標削減率	
		第1計画期間 (H23～H26)	第2計画期間※ (H27～H31)
1 区 分	事務所、店舗、熱供給事業所等 (1-1区分)	8%	<u>15%</u>
	上記のうち、他人から供給された 熱の割合が2割以上であるもの (1-2区分)	6%	<u>13%</u>
2 区 分	第1区分以外の事業所 (工場、浄水場、下水処理場等)	6%	<u>13%</u>

※平成24年度以降に大規模事業所に該当した事業所にあつては、大規模事業所に該当した年度から4か年度に満たない期間に限り、第1計画期間に適用される目標削減率(8%又は6%)を適用する(ただし、第2計画期間末までに限る)。

9. 削減目標の達成方法

- (1)各事業者は、各削減計画期間において、自ら削減した量に(ア)と(イ)を加え、(ウ)を減じた量の合計の量を削減目標量以上とするよう努めるものとする。
 - (ア) その他の温室効果ガスの削減量
 - (イ) 排出量取引により取得した削減量(購入量)
 - (ウ) 他者に移転した削減量(売却量)
- (2)第1計画期間の削減量については、第2計画期間において利用可能とする。
- (3)第1計画期間終了時に目標が達成できなかった場合には、第2計画期間において、第2計画期間で求められる削減量に、第1計画期間の目標達成に不足した削減量を加えた量を削減目標量とする。

10.取引に利用できる削減量

各事業者は以下の種類ごとに知事が別に定める方法等により算定される削減量を取引に利用できるものとする。

- (1)超過削減量(県内大規模事業所において削減目標量以上削減した量)
- (2)県内中小事業所削減量(県内の中小事業所において削減した量)
- (3)県外削減量(県外の大規模事業所において削減した量)
- (4)再生可能エネルギーの利用による削減量(電気等の環境価値を削減量に換算した量)
- (5)森林吸収量(森林の整備・保全によるCO₂吸収増加量)
- (6)連携自治体削減量(東京都内の事業所の超過削減量及び都内中小事業所削減量)

11.取引に利用できる削減量の上限・換算率

- (1)超過削減量(移転(売却)上限)基準排出量の1/2
- (2)県内中小事業所削減量(上限)なし

- (3)県外削減量（取得（購入）上限）①オフィスビル等：削減目標量の1／3
②工場等：削減目標量の1／2
- (4)再生可能エネルギーの利用による削減量
（上限）なし
（換算率）1.5倍（知事が別に定めるものに限る。）
- (5)森林吸収量（上限）なし（換算率）県内の森林：1.5倍、県外の森林：1.0倍

12.先進的な取組を進める事業所（トップレベル事業所）の扱い

地球温暖化対策の推進の程度が優れた事業所として知事が別に定める基準に適合することを知事が認めた事業所（トップレベル事業所）の目標削減率は、目標削減率の各区分に応じて、極めて優れている事業所は目標削減率を1／2に、特に優れている事業所は3／4に緩和するものとする（緩和期間：申請した年度から当該年度の属する削減期間の終了する年度（**第1計画期間に認定された事業所に限り、認定後4年間**））。

13.排出量及び削減量の検証

- (1)取引に利用する削減量は、県が別に定める方法による検証が必要。
- (2)事業者は、削減目標の達成の確認を行う際（平成27年度）には、基準排出量、期間中の排出量を県が別に定める方法により検証した上で、県に報告するものとする。

14.排出量取引状況の把握

県は事業者から報告があった場合には、削減量口座簿に記録するものとする。

15.検証機関

基準排出量、計画期間中の排出量及び取引に利用する削減量（クレジット）等の検証は県が認めた機関が行うものとする。

(第2計画期間から新たに適用される事項 詳細)

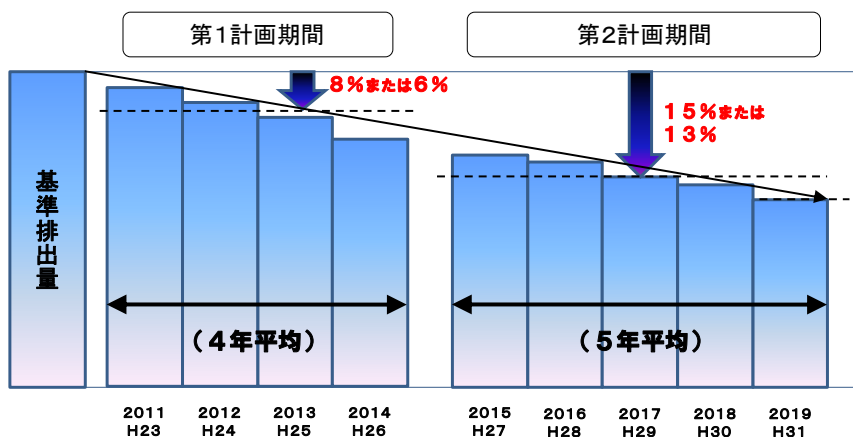
①目標削減率

第2計画期間の目標削減率は、大規模事業所の削減実績や制度開始当初に提示した削減率の案等を勘案し、事務所、店舗、熱供給事業所等(1-1区分)は15%、事務所、店舗のうち、他人から供給された熱の割合が2割以上であるもの(1-2区分)及び工場、浄水場、下水処理場等(2区分)は13%とする。

また、途中から制度対象となった事業所については4か年度に満たない期間に限り、第1計画期間に適用される目標削減率(8%又は6%)を適用する。

事業所の種類		目標削減率	
		第1計画期間 (H23~H26)	第2計画期間* (H27~H31)
1 区 分	事務所、店舗、熱供給事業所等 (1-1区分)	8%	<u>15%</u>
	上記のうち、他人から供給された熱の割合が2割以上であるもの (1-2区分)	6%	<u>13%</u>
2 区 分	第1区分以外の事業所 (工場、浄水場、下水処理場等)	6%	<u>13%</u>

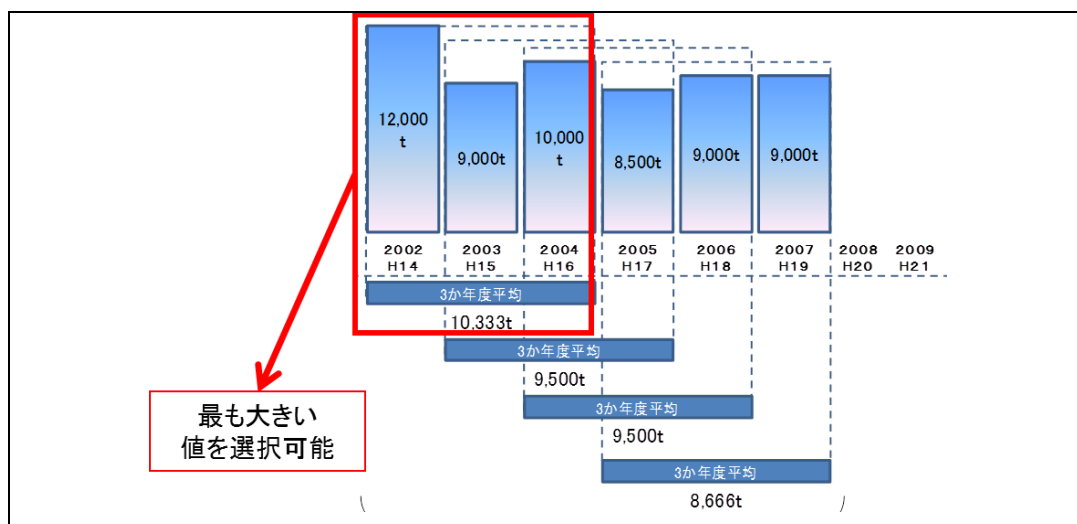
※平成24年度以降に大規模事業所に該当した事業所にあつては、大規模事業所に該当した年度から4か年度に満たない期間に限り、第1計画期間に適用される目標削減率(8%又は6%)を適用する(ただし、第2計画期間末までに限る)。



期間	第1計画期間				第2計画期間				
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
既存事業所	8%又は6%				15%又は13%				
第1期間途中から対象となった事業所	8%又は6%				15%又は13%				
	8%又は6%			6%	15%又は13%				
	8%又は6%			8%又は6%		15%又は13%			
第2期間から対象となる事業所					8%又は6%				15%又は13%
					8%又は6%				
					8%又は6%				
					8%又は6%			8%又は6%	

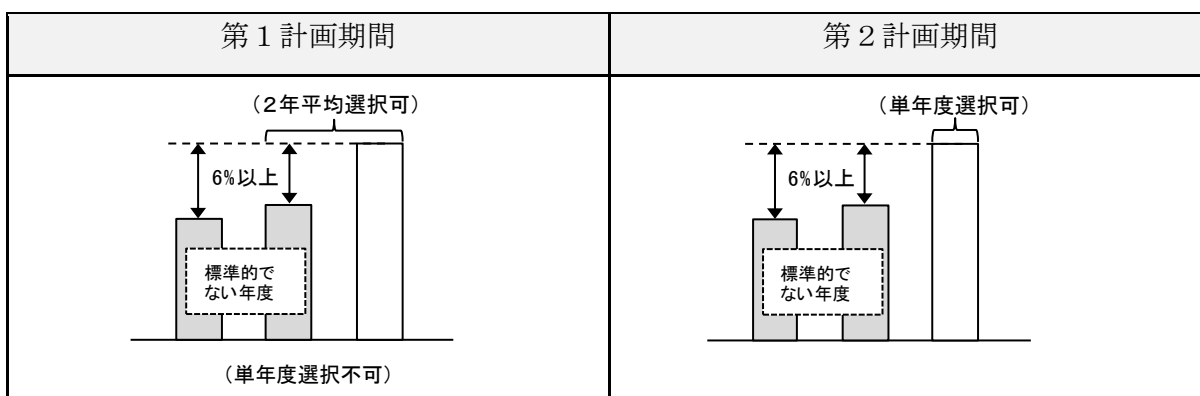
②基準排出量の設定（標準的でない年度の取扱い）

基準排出量（削減目標を算定する基準となる排出量）を過去の排出量実績から算出する場合、原則として3年度分の年間排出量を平均した値とすることが定められている。



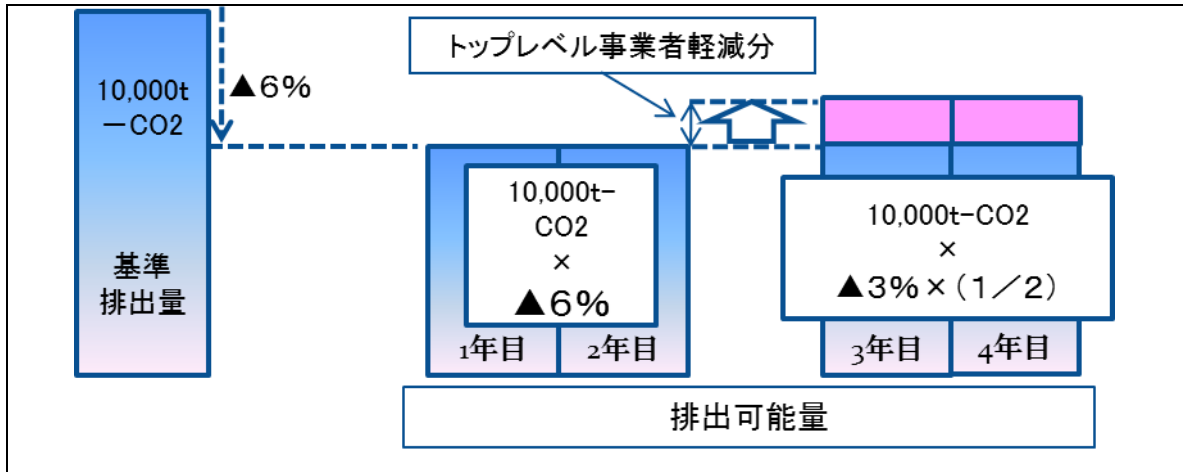
また、例外として第1計画期間においては、改修工事等により、排出量が標準的でないと認められる年度がある場合には、2か年度の年間排出量を平均した値とすることも認められている。

第2計画期間では「標準的でない年度」を2年分まで除き、単年度の排出量を基準排出量として設定することも可能とする。



③トップレベル事業所認定の認定効果

地球温暖化対策の推進の程度が優れた事業所として基準に適合することを認めた事業所（トップレベル事業所）の目標削減率は、1/2又は3/4に緩和するものとしている。



緩和期間は申請した年度から当該年度の属する削減期間の終了する年度としていたが、第1計画期間に認定された事業所に限り、認定後4年間、トップレベル事業所認定の効果を有効とし、目標削減率を緩和することとする。

(例)

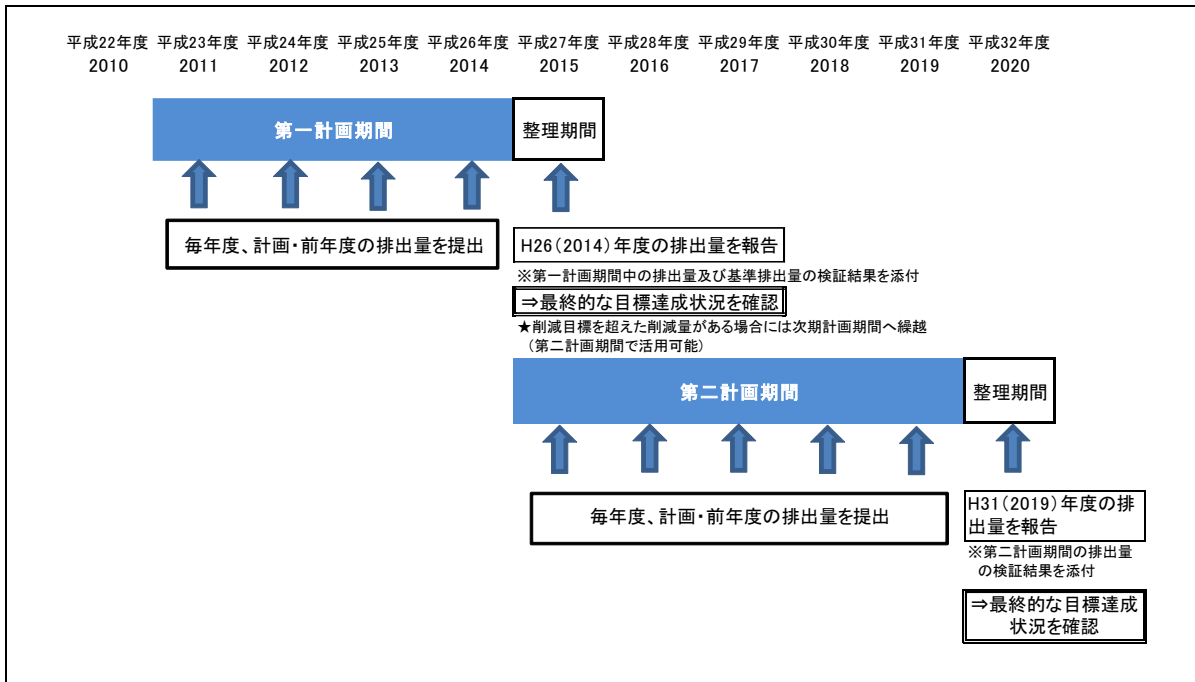
第1計画期間				第2計画期間		
H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29～
		認定 ●	→			
		認定 ●	→	→	→	

(変更前)

(変更後)

④目標達成確認期限の延長

大規模事業所においては、削減期間の終了年度の翌年度末日までに、排出量の削減及び排出量取引による削減量の取得により、目標達成に努めるよう定めていたが、目標達成の確認期限を半年間延長し、計画期間終了年度の翌々年度の9月末日（第1計画期間の場合、平成28年9月末日）までとする。



変更前	変更後												
<p style="text-align: center;">H28.3</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第1計画期間 整理期間 (1年)</p>	H23	H24	H25	H26	H27	H28	<p style="text-align: center;">H28.9</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第1計画期間 整理期間 (1年6か月)</p>	H23	H24	H25	H26	H27	H28
H23	H24	H25	H26	H27	H28								
H23	H24	H25	H26	H27	H28								

⑤排出係数の見直し

第1計画期間に適用している排出係数を見直し、期間直近のデータを基に第2計画期間の排出係数を設定する。

電気の排出係数：

東京電力の H23、24 の実績値の平均を基に算出

熱、その他燃料の排出係数：

平成 26 年度の「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」の係数を採用

燃料等種別	第1計画期間	第2計画期間
電気	0.386 t-CO ₂ /千 kWh	0.495 t-CO ₂ /千 kWh
熱、その他燃料	H22 の温対法の係数	H26 の温対法の係数

また、これまでの削減対策を適切に反映させるため、見直し後の新たな排出係数を用いて、基準排出量の再計算を行うとともに、超過削減量などの各種クレジット等についても排出係数変更の影響を反映して補正を行う。

